

住宅都市局営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、住宅都市局が施行する工事（住宅都市局以外が発注し、協定等に基づき住宅都市局が施行する工事を含む。土木工事共通特記仕様書を契約図書とするものを除く。以下「営繕工事等」という。）における受発注者の業務効率化及び工事目的物の品質確保の推進を図るため、受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声を Web 会議システム等を利用して配信し、現場等から離れた場所で監督員が必要とする情報を入手できる場合に従来の臨場に代えることができるもの（以下、「遠隔臨場」という。）の試行にあたり、必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 発注者が遠隔臨場を活用出来ないと判断するものを除き、全ての営繕工事等を対象とし、発注者指定方式または受注者希望方式で実施する。

(1)発注者指定方式

発注者が必要と認める工事は、発注者指定方式の対象工事とすることができる。

(2)受注者希望方式

発注者指定方式以外の営繕工事等についても、受注者の申し出があれば発注者との協議により受注者希望方式として対象工事とすることができる。

(適用の範囲)

第3条 所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」並びに住宅都市局工事施行要綱に定める「立会い」等（以下、「立会い等」という。）を実施する場合に適用する。なお、標準仕様書等における「監督職員」は、営繕工事等においては「監督員」と読み替えるものとし、標準仕様書等に規定された監督職員の立会い等については、別記を参照すること。

受発注者間の協議により、適用する工種・確認項目を選定し実施するものとし、動画撮影用のカメラ等の機器を用いて、Web 会議システム等を利用することにより、「立会い等」に必要な情報を十分に得ることができる場合に、従来の臨場に代えて、遠隔臨場を適用することができるものとする。

2 監督員が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝えるものとし、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、従来の臨場により実施する。

3 動画撮影用のカメラ等は、「立会い等」だけではなく、その他事故等の報告にも使用することができる。

(実施計画書)

第4条 受注者は、遠隔臨場の実施に際し、次の内容からなる実施計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

(1)適用する工種・確認項目

本要領に基づいて「立会い等」を適用する「工種・確認項目」を記載する。なお、遠隔臨場に適用した確認項目については国土交通省「遠隔臨場に関する適応性一覧表」を参考とすること。

(2)使用機器と仕様

本要領に基づいて使用する動画撮影用のカメラ等と Web 会議システム等を記載する。

1)動画撮影用のカメラ等の機器と仕様

現場にて使用する動画撮影用のカメラ等の機器と仕様を記載する。

2)Web 会議システム等

動画撮影用のカメラ等の映像を監督員へ配信するために使用する Web 会議システム等を記

載する。

(3)実施方法

本要領に基づいた、「立会い等」の実施方法を記載する。

(遠隔臨場を適用する工種・確認項目)

第5条 本要領に基づいて遠隔臨場を適用する工種・確認項目は、対象工事の特性、進捗状況等を踏まえ、遠隔臨場であっても「立会い等」に必要な情報が得られるものを受発注者間で協議して選定する。なお、全ての工程確認項目において遠隔臨場を実施する必要はなく、遠隔臨場で実施困難な項目は除外するなど受発注者間協議により可能な範囲で実施することができる。

(機器等の手配)

第6条 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ等の資機材は、受注者が使用する機器等は受注者が手配、運用し、発注者が使用する機器等は発注者が手配、運用することを基本とする。

なお、選定する機器等の仕様については、以下のすべてを満たすものとする。

- (1)発注者が保有するインターネット通信が可能なパソコン等で利用できるもの
- (2)発注者にソフトウェア等のインストールが不要なもの
- (3)ライセンス使用料など利用に際して発注者に費用負担が生じないもの
- (4)Web 会議システム等については、公共工事、公共発注機関で活用実績があるなど、十分な情報セキュリティが確保されたもの。

(遠隔臨場の事前準備)

第7条 受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員と実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料などについて協議を行う。

監督員による確認・立会の実施時間は、監督員の勤務時間内とするが、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

(遠隔臨場の実施方法及び記録)

第8条 受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

(1)資機材の確認

受注者は、事前に監督員と動画撮影用のカメラ等や Web 会議システム等の仕様、通信状況について確認を行う。

(2)現場の確認

現場における確認箇所の位置等を把握するため、受注者は実施前に現場周辺の状況を伝え、監督員は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

(3)実施方法

受注者は、動画撮影用のカメラ等により撮影した映像・音声を Web 会議システム等を通じて監督員へ配信し、必要に応じて「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「計測時間」、「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。

監督員は、受注者から配信された映像・音声と Web 会議システム等の通信により「立会い等」を実施する。なお、監督員は、「立会い等」に必要な情報が得られないと判断する場合は、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、従来の臨場を実施する。

(4)実施記録

受注者は、遠隔臨場により「立会い等」が行われた証拠として、通信履歴のスクリーンショット（写真）又は、通話中の監督員の映像を含む写真による記録を行うものとする。また、遠隔臨場の工事立会い写真は、工事黒板（電子小黒板を含む）に「遠隔臨場」と記載して撮影する。

(5)保存

受注者は、映像・音声を配信するのみであり、原則として録画・録音を行わない。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。

監督員は、対象工事の関係者への情報共有等のため、必要に応じて録画・録音をすることができる。ただし、工事目的物の用途や遠隔臨場の対象箇所・工程により機密性の確保が求められる場合は、録画・録音は行わない。

(費用)

第9条 本要領により遠隔臨場の試行を実施するにあたり、必要となる受注者の機器及び通信費等については、発注者指定方式の場合は発注者が必要に応じて計上し、受注者希望方式の場合は受注者の負担とする。

(効果の検証)

第10条 受注者及び発注者は、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

なお、受注者のアンケート調査については、インターネットに接続できるデバイスで下記のURLまたはQRコードより工事完了時に回答すること。

<https://logofom.jp/f/BxfsI>



発注者のアンケート調査については、庁内 LAN 接続パソコンで下記のURLより工事完了時に回答すること。

<https://tb.logofom.st-japan.asp.lgwan.jp/f/GvQAg>

(留意事項)

第11条 遠隔臨場にあたっては、以下に留意する。

- (1)受注者は、被撮影者である当該建設現場の作業員に対して、撮影の目的、用途、映像記録として保存される場合があること等を説明し、承諾を得ること。また、作業員のプライバシーを侵害する画像や音声が配信されないよう留意すること。
- (2)動画撮影用のカメラ等の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (3)受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4)受注者は、監督員の指示により録画を行った場合において、公的ではない建物の内部や人物が意図せず記録映像に映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。
- (5)電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等で共有し、監督員が当該画像・映像により確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の臨場（遠隔臨場を含む）に変更することを妨げるものではない。
- (6)受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。
- (7)録画・録音する場合の情報管理は、「情報の保護及び管理のための特記仕様書（工事請負用）」に基づき、適正に行うこと。
- (8)文字や数値の視認性を高めるため、必要に応じて手ぶれ防止機能のある機器又は手ぶれ補正装置の使用を検討する。
- (9)改修工事の場合、来庁者及び現地職員のプライバシーに配慮するとともに、現地職員の業務に関する

る秘密の保持に留意すること。

(その他)

第12条 本要領によりがたい場合は、受発注者間で協議すること。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。

[別記]

実施対象表（標準仕様書等による実施対象）（建築工事編）

項目	章	実施対象	備考
監督職員 の立会い	第1章	1.4.5 《1.4.5》(1.4.5)材料の検査に伴う試験	
	各章共通事項	1.5.8 《1.7.8》(1.5.8)[1.6.5]施工の立会い	
監督職員 と協議	第1章	次項に記載の「監督職員と協議」	
	各章共通事項	1.1.8 《1.1.8》(1.1.8)[1.1.8]疑義に対する協議等 1.2.4 《1.2.4》(1.2.4)[1.2.3]工事の記録等 1.3.6 《1.3.6》(1.3.6)品質管理 1.3.7 《1.3.7》(1.3.7)[1.3.6]施工中の安全確保 1.3.11 《1.3.12》(1.3.11)[1.3.10]発生材の処理等	
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員 の検査	第1章	次項に記載の「監督職員の検査」	
	各章共通事項	1.3.6 《1.3.6》(1.3.6)品質管理 1.4.4 《1.4.4》(1.4.4)材料の検査等 1.5.5 《1.7.5》(1.5.5)[1.6.4]施工の検査等	
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事 等の調整	第1章	1.1.7 《1.1.7》(1.1.7)関連工事等の調整	
	各章共通事項		

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版、公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版及び建築物解体工事共通仕様書 令和4年版に共通する項目番号を示し、《》内は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版、()内は公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版、[]内は建築物解体工事共通仕様書 令和4年版の項目番号を示す。

実施対象表（標準仕様書等による実施対象）（電気設備工事編）

項目	編・章	実施対象	備考
監督職員 の立会い	第1章 各章共通事項	1.5.6 施工の立会い	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員 と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8 疑義に対する協議等 1.2.4 工事の記録等 1.3.4 品質管理 1.3.5 施工中の安全確保 1.3.9 発生材の処理等	
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員 の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.4 品質管理 1.4.4 機材の検査等 1.5.3 施工の検査等	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事 等の調整	第1章 各章共通事項	1.1.7 関連工事等の調整	

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版における項目番号を示す。

実施対象表（標準仕様書等による実施対象）（機械設備工事編）

項目	編・章	実施対象	備考
監督職員 の立会い	第1章 各章共通事項	1.5.8 施工の立会い	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員 と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8 疑義に対する協議等 1.2.4 工事の記録等 1.3.4 品質管理 1.3.5 施工中の安全確保 1.3.9 発生材の処理等	
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員 の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.4 品質管理 1.4.4 機材の検査等 1.5.4 施工の検査等	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事 等の調整	第1章 各章共通事項	1.1.7 関連工事等の調整	

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版における項目番号を示す。